

財団法人 東 洋 文 庫 寄 附 行 為

第 1 章 名 称

第 1 条 本財団法人は財団法人東洋文庫と称す

第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本財団法人は東洋に関する図書を収集し東洋学の研究及び其の普及を図るを目的とす

第 3 条 本財団法人は前条の目的を達するため次の事業を行なう

1. 文庫の設置経営
2. 研究部の設置経営
3. 講演会講習会展覧会の開催
4. 有益なる図書の出版
5. 其他評議員会の決議に依り必要と認めたる事項

第 3 章 事 務 所

第 4 条 本財団法人は事務所を東京都文京区本駒込 2 丁目 28 番 21 号に置く

第 4 章 資 産 及 び 会 計

第 5 条 本財団法人の資産次の如し

1. 基本財産
2. 本財団法人設立者及び有志の寄附金
3. 図書其の他の動産
4. 第 1 号及び第 2 号の財産より生じる果実
5. 雑収入

第 6 条 本財団法人の資産は評議員会の決議したる方法に依り理事長之を管理す

第 7 条 基本財産は之を処分することを得ず 但し財団法人の目的遂行上基本財産の処分を必要とするときは評議員 4 分の 3 以上の同意を得且主務官庁の認可を受くることを要す

第 8 条 本財団法人の経費は第 5 条第 2 号第 4 号並びに第 5 号の収入及び前年度繰越金を以て之を支弁す

第 9 条 毎会計年度の終に於て剰余金ある時は之を基本財産に編入す 但し一部に限り之を翌年度に繰越すことを得

第 10 条 本財団法人の予算は毎年度評議員会の決議を経て之を定め決算は其の認定を経べきものとす

第 11 条 本財団法人の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る

第 5 章 解 散

第 12 条 本財団法人解散するに至りたる時は理事は予め評議員会の決議を経且主務官庁の認可を得て残余財産を同様目的を有する官公立又は私立の団体に寄附して本財団法人設立の目的を永遠に継続せしむることを図るべし

第6章 役員

- 第13条 本財団法人に理事10名以上15名以内 監事2名又は3名及び評議員若干名を置く
- 第14条 理事及び監事は評議員会に於て評議員中より之を互選す
- 第15条 理事中に理事長1名を置き別に専務理事1名を置くことを得
理事長及び専務理事は理事の互選に依る
理事長は本財団法人を代表し其の事務を統轄し会議の議長となる
専務理事は理事長を補佐し本財団法人の事務を掌理し理事長故障ある時は其の職務を代理す
- 第16条 理事及び監事に欠員を生じたる時は評議員会を開き補欠選挙を行なう 但し理事会に於て事務に支障なしと認むるときは延期することを得
- 第17条 評議員は理事会の決議により之を推薦す
- 第18条 役員任期は2カ年とす 但し再任を妨げず 役員補欠者の任期は前任者の残任期間とす 役員は任期満了後と雖後任者就任する迄其の職務を行なう

第7章 会議

- 第19条 理事会は理事長之を召集し理事8名以上の出席を以て成立し議事は其の過半数の同意に依りて決定す
- 第20条 評議員会は理事長之を召集し毎年1回之を開く 但し理事に於て必要と認めたる時は臨時之を召集することを得 監事又は評議員の3分の1以上より会議の目的たる事項を示して請求をなしたる時は評議員会を開くことを要す
- 第21条 評議員会の職務権限次の如し
1. 歳入歳出予算を定むること
 2. 決算の認定に関すること
 3. 役員を選挙すること
 4. 本寄附行為を変更すること
 5. 其の他理事に於て必要と認め附議したる事項に就き審議すること
- 第22条 評議員会は評議員3分の1以上の出席を以て成立し議事は其の過半数の同意に依りて決す 可否同数なる時は議長之を決す 但し第21条の寄附行為の変更には就きては評議員3分の2以上の出席を要す

第8章 附則

- 第23条 本寄附行為は理事会及び評議員会の決議を経主務官庁の認可を得て之を変更することを得